

〈参考資料〉

## 保育所等におけるインフルエンザの自宅静養期間

○保育所等においては、感染症に罹患した子どもが登園する際の対応について「保育所における感染症対策ガイドライン」を参考に、学校保健安全法施行規則に規定する出席停止の期間に準じて登園の目安を定めています。

※学校保健安全法施行規則においては、インフルエンザ出席停止期間が「発症後5日を経過」し、かつ「(乳幼児においては)解熱した後3日」となっています。なお、発症当日は0日目となります。最短でも、「発症後5日」を経過するまでは、出席停止となっています。

○発症日とは、医療機関に受診した日ではなく、インフルエンザの症状（発熱など）が始まった日です。

○解熱とは、体温が平常時に戻ることです。

	症状	発症日 0日目	発症日 1日目	発症日 2日目	発症日 3日目	発症日 4日目	発症日 5日目	発症日 6日目	発症日 7日目	発症日 8日目	発症日 9日目
例1	発症後1日目に解熱	発熱	発熱後1日目に解熱	発熱後2日目に解熱後1日目	発熱後3日目に解熱後2日目	発熱後4日目に解熱後3日目	発熱後5日目	登園可			
例2	発症後2日目に解熱	発熱	発熱後1日目	発熱後2日目に解熱	発熱後3日目に解熱後1日目	発熱後4日目に解熱後2日目	発熱後5日目に解熱後3日目	登園可			
例3	発症後3日目に解熱	発熱	発熱後1日目	発熱後2日目	発熱後3日目に解熱	発熱後4日目に解熱後1日目	発熱後5日目に解熱後2日目	解熱後3日目	登園可		
例4	発症後4日目に解熱	発熱	発熱後1日目	発熱後2日目	発熱後3日目	発熱後4日目に解熱	発熱後5日目に解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	登園可	
例5	発症後5日目に解熱	発熱	発熱後1日目	発熱後2日目	発熱後3日目	発熱後4日目	発熱後5日目に解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	登園可

その後は、解熱した日によって自宅静養期間が順次延期されます。